

○豊見城市相談支援事業実施要綱

平成21年10月 1 日告示第94号

改正

平成25年 4 月 1 日告示第34号

平成25年 8 月30日告示第89号

平成26年 3 月 7 日告示第23号

豊見城市相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に掲げる事業（以下「相談支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 相談支援事業の実施主体は豊見城市とする。

2 市長は、相談支援事業の全部又は一部を、当該事業を行わせることが適当であると認める特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する「指定特定相談支援事業者」をいう。以下同じ。）に委託することができる。

3 市長は、次条第1項第3号に掲げる住宅入居等支援事業の全部又は一部を、当該事業を行わせることが適当であると認める専門事業者に委託することができる。

(相談支援事業の内容)

第3条 相談支援事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者相談支援事業
- (2) 基幹相談支援センター等機能強化事業
- (3) 住宅入居等支援事業

2 障害者相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者（以下「障害者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助に関する業務
- (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務

- (4) ピアカウンセリングに関する業務
- (5) 権利擁護のために必要な援助に関する業務
- (6) 専門機関の紹介に関する業務
- (7) 法第89条の3に規定する協議会に関する業務

3 基幹相談支援センター等機能強化事業は、前項の障害者相談支援事業を円滑に実施するために特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の資格を有する者をいう。以下同じ。）を配置し、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 専門的職員による総合的及び専門的な相談支援
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組

4 住宅入居等支援事業は、障害者等のために、賃貸借契約による一般住宅への入居に必要な調整等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続の支援に関する業務
- (2) 障害者等の生活上の課題に対し、関係機関等との連絡調整に関する業務
(相談支援事業の対象者)

第4条 相談支援事業の対象者は、次に掲げる事業の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業 原則として市内に居住する障害者及び障害児並びにその家族、介護者等
- (2) 住宅入居等支援事業 原則として市内に居住する障害者（共同生活援助を利用する者を除く。）で、賃貸借契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により、入居が困難なもの
(利用料)

第5条 相談支援事業に係る利用料は、無料とする。

(配置職員等)

第6条 相談支援事業の委託を受けた指定特定相談支援事業者は、事業の実施にあたり、常勤の相談支援専門員及び専門的職員を配置しなければならない。

2 前項の指定特定相談支援事業者は、特別な相談支援が必要なときは、前項の相談支援専門員及び専門的職員に加えて、専門的な知識を有する者で特別な相談支援に対処できるものを従事させるよう努めるものとする。

(遵守事項)

第7条 第2条第2項及び第3項の規定による委託を受けた指定特定相談支援事業者及び専門事業者（以下「事業者」という。）は、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、従業員の勤務体制、職務環境、訪問手段等を整えなければならない。

2 事業者は、従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、サービス提供時に事故が発生したときは、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、事業実施に係る諸記録を整備し事業完了後5年間保管しなければならない。

5 事業者及び従業員は、障害者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、その業務に関して知り得た個人情報を、第三者に漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（経理）

第8条 事業者は、事業に係る経理と、自己の行う他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。

（報告）

第9条 事業者は、事業の実施状況について月例報告書を翌月20日までに市長へ提出しなければならない。

2 事業者は、業務終了後30日以内に業務に関する報告書及び収支決算書を市長へ提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年8月30日告示第89号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年3月7日告示第23号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。